

## 壁画、モニュメント等の製作者推薦委員会設置要綱

(設置)

第1 公共施設に設置する壁画、モニュメント等の製作者の推薦を行うため、壁画、モニュメント等の製作者推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、施設担当課の依頼に応じ、公共施設に設置する壁画、モニュメント等について製作者の推薦を行う。

(組織)

第3 委員会は、副市長、教育長、総務部長、企画財政部長、市民文化部長、都市整備部長、建設部長、文化振興課長、審査指導課長、建築課長、施設担当部長及び施設担当課長の職にある委員をもって組織する。

(会長等)

第4 委員会に会長を置く。

2 会長は、市民文化部担当副市長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、委員会の事務を掌理し、これを代表する。

4 会長に事故あるときは、他の副市長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、会長が招集し、主宰する。

(意見の聴取等)

第6 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、市民文化部において処理する。

附 則

この要綱は、平成2年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年9月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。